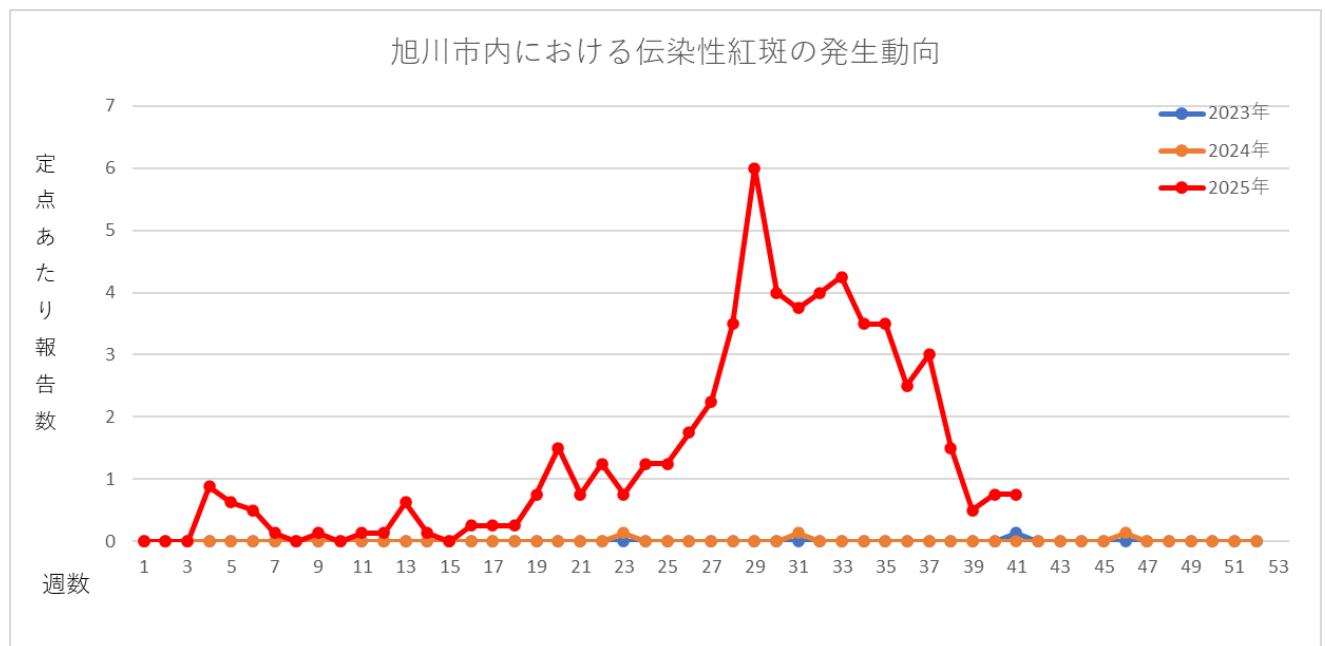


旭川市内における伝染性紅斑の流行発生警報を解除しました

令和7年10月16日（木）
旭川市保健所保健予防課
連絡先 26-1111 内線2954

令和7年7月15日に発令した伝染性紅斑の流行発生警報については、令和7年第39週（9月22日～9月28日）に、一定点医療機関当たりの報告数が0.5となり、現在まで流行発生警報の継続基準値（1.0）を下回っていることから、警報を解除しました。

○ 伝染性紅斑流行状況



※伝染性紅斑流行発生警報：開始基準値 2、継続基準値 1

【参考】

（警報・注意報について）

感染症発生動向調査における5類定点把握感染症のうち、流行を早期に把握することが必要な疾患について、地域における流行拡大を抑制するため、迅速に注意喚起することを目的とします。

伝染性紅斑の警報は、1定点あたりの受診患者数が2.0人を超えた場合に発令され、警報発令後は1定点あたりの受診患者数が1.0人を超えると警報が継続されます。

伝染性紅斑についての詳細は、国立健康危機管理研究機構感染症情報提供サイトでご覧になれます。
(<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ta/5th-disease/010/5th-disease.html>)

全道の伝染性紅斑の流行状況は北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/606/map.html>)